平成２７年（フ）第４６１号
広島市西区草津東２丁目10番28―302号
債務者　浜田　友紀（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８８号
広島市西区東観音町７番20号
債務者　平原　康敬
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５号
広島県尾道市向東町2280番地４
債務者　濱本　　顕
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第４８号
広島県尾道市福地町７番38―201号
債務者　西山みどり（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第５１号
広島県尾道市因島田熊町1285番地５
債務者　峰松　　正
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１７０号
愛媛県松山市祇園町３番34号
債務者　関家久美子
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
愛媛県今治市唐子台西３丁目３番地　県営223号、前住所愛媛県今治市北鳥生町１丁目４番30号、前々住所愛媛県西条市小松町妙口甲７番地８
債務者　沖濱　　望（旧姓越智）
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第２００号
宮崎市吉村町江田原甲215番地13　アーバンコーポレーション303号
債務者　岡山　友和
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２７号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目32番31号（ゴールデンハイツ田上105号）
債務者　田淵　　誠
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
鹿児島県鹿児島市上竜尾町15番４号
債務者　藤山智惠子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
北海道旭川市５条通24丁目421番地　いこい荘
債務者　市原　悦子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月７日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１２１号
神奈川県大和市福田２丁目30番地19　デュークガーデンフクダ203（住民票上の住所）
債務者　芦川　桃子
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３２号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝563番地３、前住所栃木県宇都宮市清住１丁目５番13号
債務者　富永　厚生
1　決定年月日時　平成27年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５８２号
東京都昭島市玉川町２丁目４番18号サンタナカ201号
債務者　田中　俊明
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２６５号
栃木県日光市高徳955番地１
債務者　野中　信也
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８２号
栃木県塩谷郡高根沢町大字文挟124番地　県営仁井田住宅２号棟35号室、前住所栃木県塩谷郡高根沢町宝石台１丁目14番地６　パステル・ビラ　Ｂ―101
債務者　石川　拓也
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係